地獄みやげの沼華

本間文庫
文庫 14
A 11

文庫14
A11

元和頃の人和漢の才能ありて土佐刑部大輔光信と相とし
光信画を能くし当時上手なりの風信も下手なりの様なれ
ども其時よりまさりて筆のあやまり書をもつかはすことを
後を正信宛岩佐又兵衛「安房信」又兵衛菊本村重代「藤ヲ
して又村重死するの時三十二歳乳母ハ住て祖父のもとに同ク
長一丸を抱て母姓岩佐となる」光信風を倣ひ歌舞妓白拍子
の形容を妙なり其風信を学ひ浮世絵と仮名草子
を浮世絵とふ寛永の比より廃して墨画のみ行はる 後て土佐風
着色のものあり 正宗夫和尚 阿波の人 菱川吉兵衛宣
政風もまねて 岩佐の筆 ことにて自ら一家をなす 江戸に来て
始めて丈摸の行 絵を描一大和時人 高名なる大和絵と稱して之を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

門人勇邑改信西村重長近義清春の良に多く紅脂繪賜け繪を描
き敢て改信と鍾馗を作るを
明和の始め浮世書信堂と美人繪
の画本を出し此人も描き繪を
多く出の間あるも錦画の彩色創始の人なり
と称すべし
此の比英泉門弟歌川豊国師初て役者を学びしが
画一家を成し浮世絵画俱に
世に称す
又浮世画中興祖と称せらる鳥居清長
門鳥居清満清長に師事して
清満の長男清長清満を
弾ぶ肖顔画を巧みす豊国
妙なり其人一場斎豊国
と云ふ
此人始めて弾ぶ肖顔画を作る又浅草広小路
に住し高名なる人物を画
名を画き二世豊国と号し
弾ぶ錦画の彩色古色を組
装飾等に意匠を凝し
国芳と頭角を争ひ
蓋し戯作者の家に
生れ
此人豊国以来三家と画名三人と称せ
られ
あり二立斎広重と
芳虎一雲斎貞秀等

俳優市頼画と元禄元年頃先祖市川團十郎の鍾馗を描かせ[illegible]
描きしを始めとして種々の俳優一枚絵を刻するに[illegible]
[illegible]畫を[illegible]の家音八の肖像を描かせ[illegible]
と肖像の二枚絵を永寿堂[illegible]
[illegible]の肖像を描きしものあるも[illegible]
元禄以来[illegible]清宣等を始め[illegible]
[illegible]肖像を[illegible]
[illegible]
[illegible]俳優[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

図画書きみなと共に新年を喜び万年列ものゝも参考
の絵板をかゝせて好きなものゝ描ふものゝ賞与和一組
之を重ね両一方位ずつ備へもつて

地天

地天とは注来物用文章塵劫記古物探宝伝教等の如き簡
易の児童読本にて教ゆる所の一家況也を出板する和漢の
諸書を区別して名づく

陰陽五行二行とは唱へあるも要最もまたみて五行といた
板をひ六行とも称す

絵草紙の三種あり合巻。切絵。小本。

合巻とは作り物。官録等を習へ物語入浄瑠璃と称し二冊乃至三冊
を綴じ一部無事をみ伝入れるものを

切絵とは中四寸長さ寸を長巻をみる粗末の仕立のもの
故四寸切絵とも号し一冊ずつ切もあり何れも何絵付 何会等
の類を無きものゝ多して后生をやすくもとめ
小本とは四寸角のものゝ多して古切絵板物等の仕立備き
よりなり

絵草紙 俗の叶草紙とも云ふ又物の草紙とも
用ひ来りとの唱へもあるなり
古来三代国貞猫鳴金次郎(正宗中間の猫を捕へる神妙表)
初て浦島表紙とも号す国貞の作なり 享保の比 雑花屋集
俗の黄表紙と変ずるも考へと唱へる

当時青赤黒赤にて赤みを黒の表紙に黄の表紙題を
とるものなり古の戦場面のさまを描きかく
詞あるものなり後黄表紙と称し 桃花園 花咲爺 舌切雀の
古昔ものがたりの間 勧懲の意をもて児童の教具とす
黄表紙の青表紙となし黄表紙の表紙を紅摺にし色彩を
変じて当世錦絵様のものとせり 宝暦十年より 洒落本
出版の大阪の戯作の本を初めとし其後すべて
紙ものがたりなるもの 柳亭種彦 古風なる 仮名草子 青
表紙にて赤き表紙を描きうらうらとなり 後風をのべて 紅摺表紙
となり 嘉永の初 忠臣蓋平家 三国の作者 河竹新七 題目を
そちらに移すべし 双子 そしてもの 新作 春郎の全限先生 栄華の
貴二冊 高度高行脚日記 表紙に文政二年 万右衛門のかきそも

時人の喝采を得 青郎にて 青表の題目にて
同六年 表紙に作 新板 桃花園 表紙 五十一冊 栄
京 双子 臨 侍人の初 ものがたり
天朝 山東京伝十九歳 初めて 御存知の高名 (二冊自国) 作
作 高度 同 南仏 梅蘭 九郎 体 由来 (三冊) 作
ふしぎ 行脚 行 同 遺 擬 作 作 通 見 賀
姫 数 表 直 天朝 天下 面 の 体
と同 題目 の
この 版の 梅作 三和 作 版 耕雲堂 芳屋十三郎
作 飛 高 作 作 作 作 編 方
作 作

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十枚一冊　[illegible]　張付表紙　[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]
又同　頂戴物の[illegible]　[illegible]を重畳国の意匠にして表中の
人物をすべて俳優の肖顔を描き且初めてに絵とかいてるものとかいてるもの
后表二冊或三冊の袋入とす　[illegible]と一部にして[illegible]
当時高名の著名家なり　第拾壱番十返舎一九　柳亭種彦　東西清南
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]も[illegible]　馬琴作の[illegible]瓶梅　[illegible]水滸傳　京山作大曙目　曙
草子　琴学美人保　種彦作侯葉田倉屋　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
十二冊　[illegible]　種員　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]八相後文庫　二世春水の[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]の
[illegible]　[illegible]
田舎屋　[illegible]　[illegible]　[illegible]　一筆信　[illegible]　其
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]二世[illegible]　足利将軍[illegible]　田舎屋[illegible]

草子の價
黄表紙前五枚一冊　青同　文　六〇
草紙の頂戴　黄表紙[illegible]　百世之文
[illegible]の頂戴　[illegible]
近日[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]の田舎屋[illegible]　[illegible]

高葉字板用

高葉類聚抄のきごの元

明治十五年 青山

[illegible]

[illegible]